

# 第1 貸付事業の概要

## 1 貸付けの目的

組合員の福祉の増進に資することを目的として、公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）に定めるところにより、組合員が住宅購入や結婚費用など臨時に資金を必要とする場合、目的に応じて貸し付けるものです。

## 2 貸付けの対象者

「組合員期間」が6か月以上ある公立学校共済組合員（貸付申込月を含む。）

ただし、高額医療貸付け及び出産貸付けについてはこの限りではありません。

「組合員期間」とは、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）に基づく共済組合（公立学校、地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等）と国家公務員共済組合法に基づく共済組合（文部科学省共済組合等）の組合員資格を有する期間で1日も切れずに引き続く期間をいいます。

## 3 貸付けの制限

次の事由のいずれかに該当する場合は、貸付け（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）を受けることができません。

- (1) 貸付申込みの日の属する月の末日まで引き続く組合員期間（法第40条（第4項を除く。）の規定による期間）が6か月未満のとき
- (2) 償還を受けることが困難であると認められる者として、公立学校共済組合貸付規程の実施に関する規則（以下「貸付規則」という。）で定める者に該当するとき  
貸付規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する申込人をいう。
  - ア 現に給与の差押えを受けている者
  - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
  - ウ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
  - エ 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
  - オ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
  - カ 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者
- (3) 貸付規程第19条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合であって、組合員として定期償還を続けることができると支部長が判断してことにより定期償還を続けている者
- (4) 申し込んだ貸付種別と同一種別の貸付けにつき、未償還元利金のあるとき（既貸付の未償還元金を新たな貸付金から差し引いて貸付けを行う場合（借換え）を除く。）
- (5) 一般貸付けにおいて、既に借り受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間（償還猶予期間を含む。）を経過していないとき

(6) 未成年者である組合員に対して貸付けを行う場合で、法定代理人から金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき(未成年者が婚姻している場合を除く。)

(7) 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け(以下「総額規制対象貸付け」という。)の申込時において、貸付時における総額規制対象貸付けに係る未償還元金の総額と申込金額の合計額が700万円を超えるとき

ただし、償還猶予者等償還金不足金を有する場合の償還金不足金は、上記700万円には含み、次の各号に掲げる場合については、適用しません。

ア 法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合から、それぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するために借換えを行う場合

イ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により、公益法人等へ派遣された退職派遣者及び平成16年4月1日前に同法の規定により公益法人等へ派遣された派遣職員が職員派遣の期間中に別に定める金融機関等から資金を借入れ、その者が再び職員として採用等された場合において、当該借入金を返済するために借換えを行う場合

(8) 借入金に係る償還年額の合算額の上限等を超えるとき

**1回当たりの毎月償還の額の合計額に12を乗じて得た額と、ボーナス償還の額の合計額に2を乗じて得た額の合算額に、理事長が定める額の金額を加算した額が申込人の給料月額(※)に4.8を乗じて得た額を超えるときは、貸付けを受けることができません。**

(理事長が定める額：当該共済組合以外で組合員が資金の借入れを受けている団体及び個人(以下「金融機関等」という。)からの借入金に係る償還年額(貸付申込日の属する月の初日から起算して1年を経過するまでに償還する金額)とする。)

**※「給料月額」とは、給料に給料の調整額及び教職調整額を加えた額です。**

なお、給与減額措置が適用されてる場合は、その給料月額となります。

#### 4 組合員の種類と貸付対象種別

令和2年4月1日

組合員の種類	定 義	貸付対象種別
組合員	一般組合員(任期の定めのない常勤職員)及び船員一般組合員	特別貸付けを除く全貸付種別
再任用組合員等	再任用組合員、臨時・非常勤職員(会計年度任用職員)、臨時的任用職員及び任期付職員等	特別貸付け 高額医療貸付け 出産貸付け
任意継続組合員	地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け、福祉事業を利用することができる組合員	高額医療貸付け 出産貸付け
継続長期組合員	地方公務員等共済組合法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員	貸付対象外
特例継続組合員	地方公務員等共済組合法附則第28条の7第1項又は第2項の規定により長期給付に関する規定の適用を受ける組合員	貸付対象外

## 5 貸付けの種類等

貸付けの種類・限度額等は、次のとおりです。

表1

令和2年4月1日現在

コード	種類	貸付限度額 (1組合員について)	申込事由	対象範囲	償還回数
11	一般貸付け	200万円 *1	組合員が臨時に資金を必要とする場合	組合員	120回以内
12	特別貸付け	給料月額×3/10×残任期月数 (最高200万円)	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	再任用組合員等 *2	残任期月数以内
41	教育貸付け	550万円 *1	別掲	組合員、被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹	250回以内
51	災害貸付け	200万円 *1	水震火災・その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	組合員、被扶養者	120回以内
61	医療貸付け	120万円 *1	医療を受けるため資金を必要とする場合 (高額療養費の対象となる療養を除く。)	組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)	110回以内
71	結婚貸付け	200万円 *1	結婚するため資金を必要とする場合	組合員、子	120回以内
72	葬祭貸付け	200万円 *1	組合員が葬祭を行うため資金を必要とする場合	被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母(配偶者の父母を含む。)	120回以内
	高額医療貸付け	高額療養費相当額	別掲	組合員(任意継続組合員、再任用組合員等*3を含む。)及びその被扶養者	高額療養費等支給時に一括して控除
	出産貸付け *4	出産費又は家族 出産費相当額	別掲	組合員(任意継続組合員、再任用組合員等*3)	出産費等支給時に一括して控除
31	住宅貸付け	1800万円以内で 給料月額×月数 (P24参照)	別掲	組合員	360回以内
21	住宅災害貸付け	1900万円以内 住宅貸付けの貸付 限度額の2倍の額 (P29参照)	別掲	組合員	360回以内
81	介護構造部分 に係る貸付け *3	300万円	別掲	組合員	360回以内
	特定激甚災害 による住宅災 害貸付け *5	1900万円以内で 住宅貸付けの貸付 限度額の2倍の額	制度内容については支部にお問い合わせください。		360回以内 (最長3年間 償還猶予有)

- \*1 総額規制対象貸付けは、未償還元金の総額と申込金額の合計額は700万円以内とします。
- \*2 「4 組合員の種類と貸付対象種別」(P2)の表中に記載する再任用組合員等をいいます。
- \*3 貸付規程第7条第5項に規定する在宅介護対応住宅の新築等に係る貸付けの限度額の加算部分の貸付け(以下「介護構造部分に係る貸付け」という。)
- \*4 組合員が出産費等について医療機関に対する直接支払制度の適用を選択した場合には、出産貸付けの対象となりません。
- \*5 定激甚災害とは、平成28年4月14日以後に発生した激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定)で理事長が指定するものです。

## 〈貸付利率について〉

利率(年利)は変動金利で、平成30年1月1日以降の適用利率は下表のとおりです。

変動のあった場合は償還中の貸付金の償還額が変更になります。変更のある場合は、全所属所へ通知します。

### (1) 貸付利率

平成19年4月以降の新規貸付け(借換を含む)

(平成30年1月1日以降)

貸付の種類	利率(A)	保険料充当 金率※(B)	実質利率 (A+B)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年1.26%	年0.06%	年1.32%
住宅災害・災害貸付け	年0.93%	年0.06%	年0.99%
介護構造部分に係る貸付け	年1.00%	年0.06%	年1.06%
高額医療・出産貸付け	無利息		

※平成19年3月までの貸付けは、Aのみの利率が適用されます。

貸付金の利率は変動利率です。

### (2) 特定激甚災害による住宅災害貸付けに係る貸付利率

(※保険料充当金率、年0.06%を含む)

(平成30年1月1日以降)

貸付けの種類	貸付利率※	
	元金猶予期間中	元金猶予期間終了後
特定激甚災害貸付け(新規貸付け分)	年0.78%	年0.99%
住宅貸付け(既貸付け分)	年1.06%	年1.06%
住宅災害貸付け(既貸付け分)	年0.99%	年0.99%

## 6 貸付金額等

### (1) 貸付金額

- ア 高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付金の額は10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。
- イ 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金の額は1,000円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。
- ウ 貸付規程第37条に規定する他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け及び貸付規程第38条に規定する退職派遣職員の採用に伴う借換えのための貸付けの貸付金の額は、1円を単位とし、貸付限度額の範囲内で決定します。

### (2) 貸付限度額

貸付けの限度額は貸付けの種類に応じて表1(P3参照)に掲げた金額としますが、住宅貸付け及び住宅災害貸付けについては表1記載の額の範囲内で組合員期間による算出額と退職手当(自己都合による退職手当)額(P24参照)による算出額のいずれか高い額となります。

### (3) 償還の限度額

毎月償還額・・・1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて、給料月額 $\times$ 3/10以内の額です。

ボーナス償還額・・・1回当たりの償還額の限度額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて、給料月額 $\times$ 6/10以内の額です。

ただし、金融機関等から借入れがあるときは、1回当たりの毎月償還額の合計額に12を乗じて得た額と、ボーナス償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額に金融機関等からの借入金の償還年額を加算した額が給料月額 $\times$ 4.8を乗じて得た額を超えることはできません。

## 7 貸付けの申込み等

貸付けを受けようとする組合員は、貸付申込書に所定の事項を記入の上、必要書類を添付し、所属所長を経由して、支部長に提出してください。

なお、記入にあたっては、記入例を参考に記入するとともに、**貸付申込書、貸付借用証書等は必ず自署してください。**

### (1) 申込書の提出期限及び提出先

ア 所属長から支部長への申込書提出期限及び提出先は次のとおりです。ただし、期限日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が期限日となります。

	申込書の提出期限			提出先
	貸付月	2~11月貸付	12月貸付	
京都市内の所属所・府立学校	前月の21日	11月18日	12月18日	当支部(福利課)
各支所管内の所属所	前月の16日	11月13日	12月13日	各支所(各教育局)

イ 貸付けの申込みは、次の事由が発生した後、その期日までに行ってください。

- 一般貸付け 随時
- 特別貸付け 随時
- 住宅貸付け 物件の完成又は取得予定日以前
- 住宅災害貸付け 災害が発生した日から1年以内
- 教育貸付け 随時
- 災害貸付け 災害が発生した日から3か月以内

医療貸付け	治療を開始した日から治癒した日の後1か月まで
結婚貸付け	婚姻の届出等をしようとする日の前6か月以内。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、婚姻の届出等をした日から6か月以内
葬祭貸付け	葬儀又は法事等：葬儀及び法事等の行われた日から1か月以内 墓地の取得等：墓地の取得等に係る購入日前
高額医療貸付け	診察月から2か月以内
出産貸付け	出産予定日前2か月(多胎妊娠の場合は前4か月)以内又は異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要な時

ただし、上記のうち、一般・特別・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払日から1か月以内の申込みも受け付けます。

ウ 高額医療貸付け・出産貸付けの申込みについては、随時受付けています。

## (2) 申込金額

必要額に10万円(高額医療貸付け及び出産貸付けは千円)未満の端数があるときは、10万円(高額医療貸付け及び出産貸付けは千円)未満の端数を切り捨てて申し込んでください。

(貸付規程第37条に規定する他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け及び貸付規程第38条に規定する派遣職員等の復帰又は採用に伴う借替えのための貸付けの貸付金の額は1円を単位とします。)

## 8 貸付金の交付決定等

### (1) 貸付金の交付決定

貸付けを決定したときは、毎月10日ごろ貸付決定通知書及び償還表を所属所長を通じて申込人に送付します。(貸付月の15日を過ぎても申込人に届かない場合は、支所・支部担当者へ至急連絡してください。)

### (2) 貸付日

ア 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭及び特別貸付け

貸付け申込みのあった月(提出期限までに申込みのあったもの)の翌月以降で資金を必要とする日(ただし、支払期間が定められているものについては、その期間の最後の日)の直前の21日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日)

イ 住宅・住宅災害・介護構造部分に係る貸付け

貸付け申込みのあった月(提出期限までに申込みのあったもの)の翌月以降で最終支払日(物件の取引期日)の直前の21日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日以後の最初の営業日)

ウ 高額医療・出産貸付け

随時

### (3) 貸付金の送金

貸付金は、毎月21日に申込人が指定した**本人名義の普通又は総合口座**へ直接送金します。

(その日が金融機関の休業日のときは、その日以後の最初の営業日に送金します。)

ただし、京都銀行以外の金融機関の場合は、3日程度遅れることがあります。

口座は必ず申込人本人名義のものを正しく記入してください。名義、銀行、支店名、口座番号の誤り等があった場合は送金できません。

## 9 既に貸付けを受けている者への貸付け

### (1) 同一種別の貸付け(借換え)

既に貸付けを受けている組合員（以下「借受人」という。）が、更に同一種別の貸付けを希望する場合は、前の貸付けの未償還元金を新たな貸付けの額から差し引いた上で貸付けを受けること（以下「借換え」という。）ができます。

「新たな貸付けの額」は、前の貸付けに係る未償還元金（新たな貸付けの行われる月の定期償還後の未償還元金）の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出（10万円単位）します。

一般貸付けについては、借換え前の貸付時から2年経過後に借換えることができます。

### (2) 総額規制対象貸付けに係る借換え

総額規制対象貸付け（P2参照）に係る借換えを希望した場合、上記(1)による貸付決定額が、700万円から総額規制対象貸付けに係る貸付けの未償還元金の合計額を控除した額（10万円未満切り捨て。以下「借換限度額」という。）を超える場合は、当該借換限度額を持って貸付決定額とします。

#### 一般貸付けの借換え例

○未償還元金	6,656,652円	
(内訳) 一般貸付け	92,606円 (ア)	} (注) いずれも 毎月償還のみとします。
教育貸付け	5,459,044円	
結婚貸付け	37,115円	
葬祭貸付け	1,067,887円	
○一般貸付けを除く未償還元金	6,564,046円 (イ)	
○必要資金	500,000円	
○貸付限度額	2,000,000円	
○借換限度額	400,000円 (ウ)	
	$7,000,000円 - 6,564,046円 (イ) = 435,954円 \div 400,000円$	(10万円未満の端数切捨て)
○貸付決定額	400,000円	
未償還元金	必要資金	上記(1)による貸付決定額
92,606円 (ア)	+ 500,000円	= 592,606円 $\div$ 500,000円 (10万円未満の端数切捨て)
※算出額が借換限度額を超えるため、貸付決定額は借換限度額 (ウ) となります。		
○送金額	307,394円	
貸付決定額	未償還元金	経過利息
400,000円	- (92,606円 + 0円)	= 307,394円

### (3) 住宅貸付けを受けている者への住宅災害貸付け(借換え)

住宅貸付けの借受人が住宅災害貸付けを受けたい場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして借換え（10万円単位）できます。（住宅貸付けの未償還元金を住宅災害貸付けの貸付額から差し引きます。）

### (4) 住宅災害貸付けを受けている者への住宅貸付け(別貸付け)

住宅災害貸付けの借受人が住宅貸付けを受けたい場合は、別貸付けとします。ただし、このときの貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額（10万円単位）となります。

## 10 他の共済組合からの転入者への貸付け

公立学校共済組合を除く地方公務員等共済組合法に基づく共済組合（地方職員、警察、指定都市職員及び市町村職員の各共済組合等）又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合（文部科学省共済組合等）（以下「他の共済組合」という。）でそれぞれの共済組合の規定による貸付けを受けている者が組合員となった場合で、その者が当該貸付金を返済するための資金を必要とするときは、次の取扱いにより貸付けが受けられます。

（日本私立学校振興・共済事業団等からの転入者には、この取扱いは行いません。）

### (1) 貸付種別及び貸付事由

ア 貸付種別は、当組合の貸付種別の中で該当する種別とします。

イ 貸付事由は、「他の共済組合から貸付けを受け、当該貸付金を返済するため（他共済へ返済）」としてください。

### (2) 添付書類

他の共済組合が発行する貸付金残高証明書とします。

## 11 貸付保険

借受人が不測の事故等によって債務を履行できなくなった場合、貸付金の返済を損害保険会社が借受人に代わり行う制度です。

損害保険会社は一時的に返済を代行するだけで、債務が消滅するものではなく、共済組合に代わり借受人に対して債務の返済を請求することになります。

## 12 公立学校共済組合団信制度

公立学校共済組合団信制度（以下「団信制度」という。）は、「団体信用生命保険」と「債務返済支援保険」をあわせた制度です。

### (1) 団体信用生命保険(任意加入)

団体信用生命保険は、対象となる貸付けを受けている組合員が償還期間中に死亡又は一定の障害状態となった場合に既存債務額を借受人に代わって保険会社が返済する生命保険制度です。加入は任意ですが、申込みは貸付けと同時若しくは原則として年1回の中途適用時に限ります。

#### ア 対象となる貸付種別

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け又は教育貸付けで貸付金額又は未償還元金(中途適用の場合)が50万円以上のものが加入できます。

ただし、貸付時に健康状態が「告知事項」に合致しない場合は加入できませんが、その後、合致した場合には、その時点で中途適用を申請できます。

#### イ 制度の概要

(ア) 新規適用 貸付申込時に同時申請の場合

(イ) 中途適用 団体信用生命保険未加入者(貸付時に加入しなかった者、任意脱退をした者、自動脱退となった者)が加入を希望する場合(年1回)

(ウ) 事後適用 貸付時に「告知事項」が合致しなかった者が合致した時に加入を希望する場合(随時)



	新規適用	中途適用
適用範囲	貸付額が50万円以上	申込日の月末の未償還元金が50万円以上
申込時期	新規貸付けの申込時	毎年10月1日から11月30日まで ※
保険料	貸付金額(10万円単位)に保険料を乗じる。	申込日月末の <b>未償還元金</b> (10万円単位)に <b>保険料</b> を乗じる。
口座引落日	貸付月の2か月後、以後毎年その月	12月22日、以後毎年その日 ※ (11月申込の場合は翌年1月22日)
保障の開始日	貸付金交付日	12月1日 ※
保険加入日	貸付日の属する月の翌々月の1日	(11月申込の場合は翌年1月1日)

※年によって変更されることがあります。募集については別途通知します。

また、(ウ)の事後適用の申込時期については、「告知事項」に合致したときとなります。

#### (エ) 保険料

保険料は、貸付金額10万円当たり(10万円未満切り捨て)に年192円(月額16円)を乗じた金額です。(令和2年4月現在)

また、保険料は、毎年本部から直接団体信用生命保険加入者に通知され、借受人が加入申込時に指定した口座から1年分が自動振替されます。

#### ウ 任意脱退、自動脱退

団体信用生命保険適用者が脱退を希望する場合は、加入応当日※の前々月までに任意脱退申出書を提出してください。(※加入応当日：年毎の加入日と同じ日)

また、保険料の口座振替が不能となった時は、督促が行われ、再度振替不能となった場合は、保険適用の意思がないものとして、自動的に団体信用生命保険から脱退となります。

#### エ 一部繰上償還

年度中に一部繰上償還をして保険料に返戻すべき金額が生じる場合には、翌年度の保険料に充当されることとなり、翌年度の保険料振替時に差し引かれます。

#### オ 全額繰上償還・即時償還

未償還元利金を全額又は即時償還した場合は、その時を脱退の日として残存保障期間に相当する保険料を本人の指定口座に返還します。

#### カ その他注意事項

借換え等で貸付けを受ける場合に継続して加入を希望するときは、改めて団体信用生命保険加入の手続きが必要となります。

「借換え貸付け」の場合は、「新規貸付け」と「全額繰上償還」とが同時にあったものとして扱うことになり、団体信用生命保険適用の対象となる額は借換え後の「新たな貸付金の額」となります。

団体信用生命保険は生命保険料控除の対象とはなりません。

### (2) 債務返済支援保険(任意加入)

団体信用生命保険の特約として実施する制度で、団体信用生命保険の適用を受けている借受人が、償還期間中に団体信用生命保険金の支払対象にはならない病気・障害又は所定の精神障害により入院・自宅療養等長期間就業できなくなった場合に、貸付金の償還金相当額(平均返済額)を保険金として毎月(最長3年間)加入者に支払い、家計を圧迫することなく債務の返済を確実にを行う保険制度です。

#### ア 適用資格

団体信用生命保険の適用者で、適用申込の際、満18歳以上満60歳未満で健康状態が団体信用生命保険の告知事項及び債務返済支援保険で掲げる告知事項に合致する者です。

## イ 制度の概要

団体信用生命保険適用の申出と同時に加入を申し出た者が適用者となります。

なお、団体信用生命保険適用者であって、債務返済支援保険に加入していない借受人が新たに債務返済支援保険のみに加入することはできません。

## ウ 保障開始日

(ア) 新規適用者 貸付日の属する月の翌々月の1日

(イ) 中途適用者 団体信用生命保険適用申込書の申込日（告知日）の属する月の翌々月の1日

(ウ) 事後適用者 中途適用者の取扱いに準じます。

## エ 保険料充当金

毎月の返済額とボーナスの返済額を合計した年間返済額を12で除し、小数点第1位を切り上げた返済金相当額（平均返済月額）に保険料充当金率（※）を乗じ小数点第1位を四捨五入した金額を月額保険料充当金とします。

※保険料充当金率・・・平均返済月額1万円当たり月額100円（令和2年4月現在）

## オ 任意脱退・自動脱退

団体信用生命保険は継続し、債務返済支援保険のみ脱退する場合は、債務返済支援保険任意脱退申出書を提出してください。

また、保険料の口座振替が不能となった時は、督促が行われ、再度振替不能となった場合は、保険適用の意思がないものとして、自動的に脱退となります。

## カ 一部繰上償還

債務返済支援保険は、年度中に一部繰上償還をした場合でも返戻金はありません。

一部繰上償還による返済金相当額・保険料充当金の変更は、次回加入応答日から反映されます。

## キ 全額繰上償還・即時償還

未償還元利金を全額又は即時償還した場合は、その時を脱退の日として残存保障期間に相当する保険料を本人の指定口座に返還します。

## ク その他注意事項

債務返済支援保険の保険料充当金は生命保険料控除の対象となります。

原則として、債務返済支援保険の保険金請求に係る対応は、組合員と保険金相談センター・損保会社との間で行い、共済組合では特に対応しません。

### 13 団体信用生命保険、債務返済支援保険及び貸付保険制度の相違点

項目	保険料充当金	保障内容	退職金等の取扱い
団体信用生命保険	本部において、借受人の指定する金融機関口座等から年1回自動振替します。	借受人が死亡又は一定の障害状態となったとき、共済組合に保険金が支払われるので、組合員の債務は消滅します。なお、保険金の額は適用者の債務残高と同じですが、延滞利息は最高4か月までとなります。	退職金等はそのまま遺族に支給されます。
債務返済支援保険	団体信用生命保険に同じ。	団体信用生命保険の適用を受けている借受人が、償還期間中に病気・障害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、貸付金の償還金相当額（平均返済額）を保険金として毎月（最長3年間）加入者に支払われます。	在職中のみ適用されます。
貸付保険制度	借受人は保険料の一部を一定の利率（保険料充当金率月利0.005%、年利0.06%）を貸付金の利率に加算し、負担します。	借受人が貸付金返還不能となったとき、共済組合に保険金が支払われ、共済組合から保険会社に債権が譲渡されます。借受人は保険会社に対して債務を返済することになります。	退職金等が支給される場合は債務の返済に充てられます。

### 14 個人情報の取扱いに関する同意書について

貸付申込書の提出があるごとに貸付事業における個人情報に関する同意を要します。

提出しない場合は、貸付申込みを受け付けることができません。

なお、同意書の取り扱い等については、様式第22号「貸付事業における個人情報に関する同意書」を参照してください。

### 15 借入状況等申告書について

借入金に係る償還年額の上限等を超えることに係る審査及び貸付事故発生時に所属所長へ通知する同意取得のため、申込人から様式第23号「借入状況等申告書」を提出いただきます。